



平成30年2月13日

各位

会社名 ホシザキ株式会社  
代表者名 代表取締役社長 小林靖浩  
(コード番号：6465 東証第一部・名証第一部)  
問合せ先 専務取締役 本郷正己  
(TEL. 0562-96-1320)

## 役員退職慰労金制度の廃止及び譲渡制限付株式報酬制度の導入 に関するお知らせ

当社は、平成30年2月13日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、役員退職慰労金制度の廃止及び譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議し、役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給議案及び本制度に関する議案を平成30年3月28日開催予定の第72期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 役員退職慰労金制度の廃止

##### (1) 廃止の理由

役員報酬制度の見直しの一環として後払い的要素が強い役員退職慰労金制度を廃止することといたします。

##### (2) 廃止日

平成30年3月28日開催予定の第72期定時株主総会終結の時をもって廃止いたします。

##### (3) 廃止に伴う打ち切り支給について

役員退職慰労金制度の廃止に伴い、在任中の取締役について、同制度廃止の時（本株主総会終結の時）までの在任期間を対象に、当社所定の基準に従い、役員退職慰労金の打ち切り支給を行うこととし、本株主総会において承認を得た上で、各取締役の退任時に支給いたします。

##### (4) 業績に与える影響

当社は、従来から、将来の役員退職慰労金の支給に備え、所定の基準に基づく要支給額を役員退職慰労引当金として計上しておりますので、業績への影響は軽微であります。

#### 2. 本制度の導入目的等

##### (1) 本制度の導入目的

当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）を対象に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、本制度を導入するものです。

## (2) 本制度の導入条件

本制度は、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために金銭債権を報酬として支給することとなるため、本制度の導入は、本株主総会において係る報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

なお、平成 28 年 3 月 24 日開催の第 70 期定時株主総会において、当社の取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の報酬額は年額 5 億円以内（但し、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）とご承認をいただいておりますが、本株主総会では、本制度を新たに導入し、当社の対象取締役に対して本制度に係る報酬枠を新設することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

## 3. 本制度の概要

対象取締役は、本制度に基づき当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。

本制度に基づき対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額は、年額 1 億 5 千万円以内（但し、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）といたします。対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定いたします。

本制度により、当社が新たに発行又は処分する普通株式の総数は、年 15,000 株以内（但し、本株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整します。）とし、その 1 株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所市場第一部における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とします。

また、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と譲渡制限付株式報酬の支給を受ける予定の対象取締役との間において、①一定期間、本株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社が本株式を無償取得することなどをその内容に含む譲渡制限付株式割当契約が締結されることを条件といたします。本株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が野村証券株式会社に開設する専用口座で管理される予定です。

以 上